

7. 附属資料

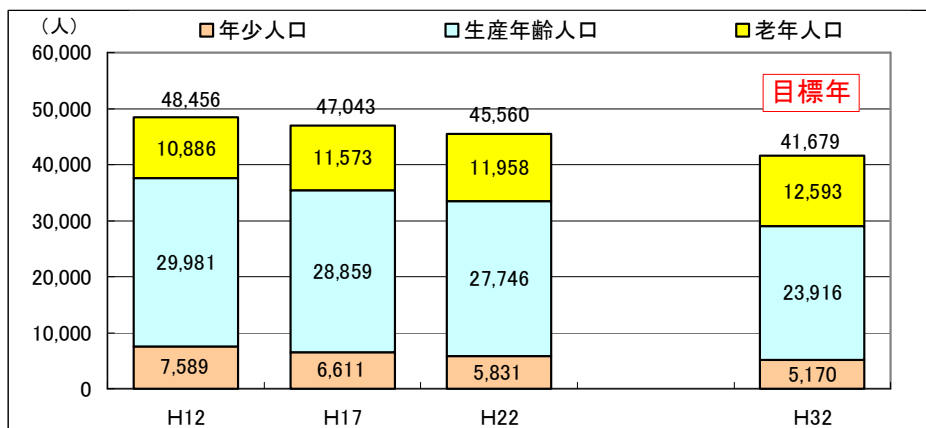
○主要指標の将来推計

■阿賀野市産業経済に関する現状値と趨勢値

	区分	現状値	趨勢値（平成 33 年）	出典・参考	
(1) 人口	総人口	平成 22 年 45,560 人	平成 32 年 41,679 人	(現状値) 国勢調査 (趨勢値) 阿賀野市の人口推計	
	年少人口	5,831 人	5,170 人		
	生産年齢人口	27,746 人	23,916 人		
	老年人口	11,958 人	12,593 人		
(2) 農業	総農家数	平成 22 年 2,798 戸	平成 32 年 2,065 戸	(現状値) 農林業 センサス (趨勢値) H02～22 をもとにしたトレンド推計	
	専業農家	227 戸	265 戸		
	第 1 種兼業農家	479 戸	473 戸		
	第 2 種兼業農家	1,769 戸	1,057 戸		
	自給的農家	323 戸	270 戸		
	経営耕地面積	6,108ha	6,040ha		
(3) 商業	卸売業	従業者数	平成 19 年 386 人	平成 33 年 404 人	(現状値) 商業統計 (趨勢値) H03～19 をもとにしたトレンド推計
		販売額	14,627 百万円	15,141 百万円	
	小売業	従業者数	平成 19 年 2,500 人	平成 33 年 2,462 人	
		販売額	35,879 百万円	33,378 百万円	
(4) 工業	従業者数	平成 20 年 4,464 人	平成 33 年 3,787 人	(現状値) 工業統計 (趨勢値) H02～22 をもとにしたトレンド推計	
	年間出荷額	94,949 百万円	102,073 百万円		

(1) 人口

阿賀野市の総人口は、平成12年の48,456人が平成22年現在では45,560人と、10年間で3,000人の減少となっている。年齢区分別で見ると、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の老年人口が増加し、少子高齢化が進行している。



年齢3区分別人口の推移

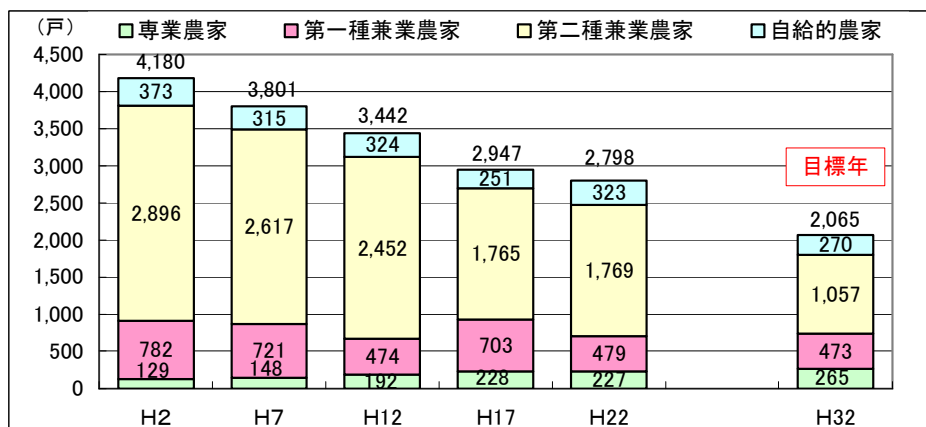
資料：国勢調査

目標年は阿賀野市推計値

(2) 農業

① 農家数

阿賀野市の総農家数は大きく減少し、平成22年現在2,798戸となり、過去20年間で約3分の2にまで減っている。内訳で見ると、兼業農家が減少する一方で、専業農家が少数ながら増加している。



専兼別農家数の推移

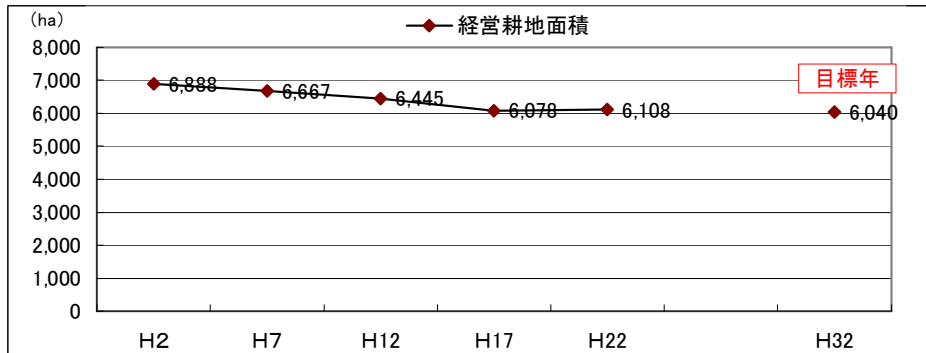
資料：農林業センサス

目標年はトレンド推計値

(専業：累乗、第1種兼業：対数、第2種兼業：一次、自給：対数)

②経営耕地面積

阿賀野市の経営耕地面積は減少傾向であるが、平成17年から22年にかけては若干の増加となっている。



農業経営耕地面積の推移

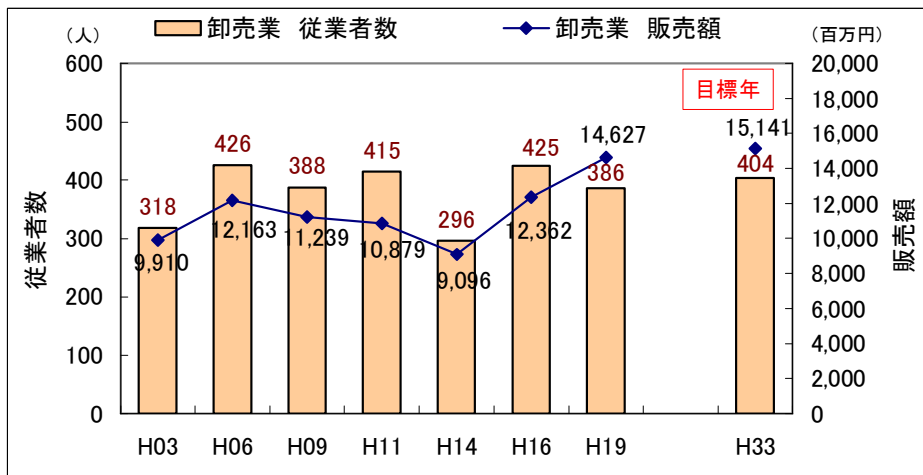
資料：農林業センサス

目標年はトレンド推計値（対数式）

(3) 商業

①卸売業

阿賀野市の卸売業従業者数は、年による変動があるものの400人前後で推移している。また、卸売業年間販売額は、平成14年を境に減少傾向から増加傾向に転じている。



卸売業従業者数・販売額の推移

資料：商業統計

目標年はトレンド推計値

(従業者：対数式、販売額：一次式)

②小売業

阿賀野市の小売業従業者数は、平成14年を境に増加傾向から減少傾向に転じている。また販売額は、平成9年以降減少基調であったが、平成16年以降は増加傾向に転じている。

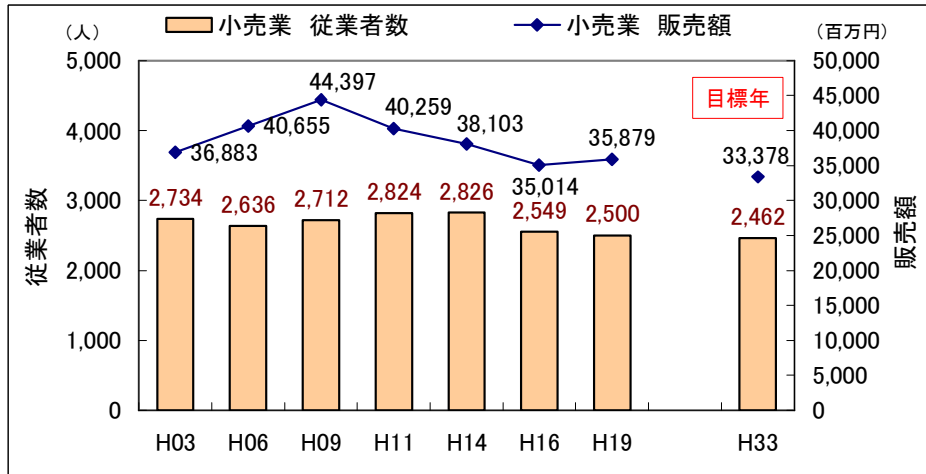


図 3.2.5 小売業従業者数・販売額の推移

資料：商業統計

目標年はトレンド推計値

(従業者：指数式、販売額：指数式)

(4) 工業

阿賀野市の工業従業者数は、これまで減少傾向で推移している。一方、出荷額等は、増加傾向から横ばいとなっている。

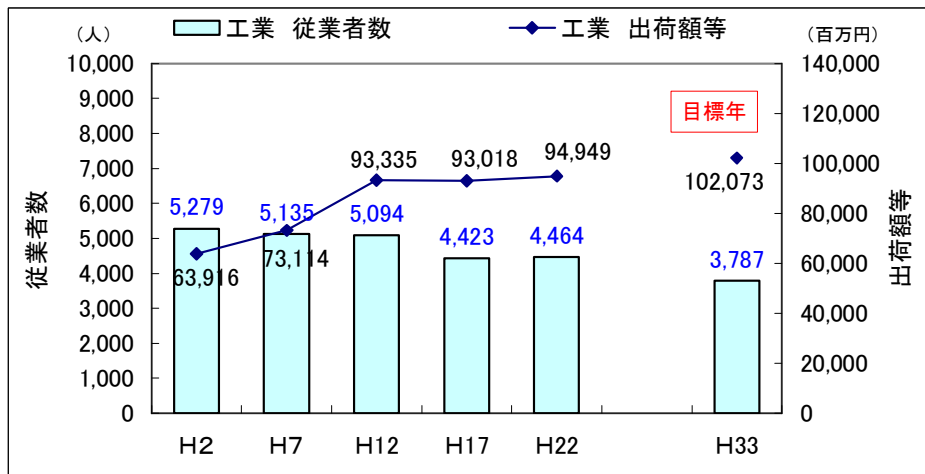


図 3.2.6 製造業従業者数・出荷額等の推移

資料：工業統計

目標年はトレンド推計値

(従業者：一次式、出荷額：累乗式)

○阿賀野市産業経済振興条例

平成 21 年 3 月 25 日

条例第 24 号

阿賀野市は、自然豊かな五頭山系と阿賀野川の恵みによって、古くから農林業を基幹産業として栄えてきた。阿賀野市地域経済は、農林業をはじめとする中小企業者が地域経済を支えながら発展してきた。

しかし、昭和 30 年代後半からの高度経済成長によって農村部から都市への労働力の流出や、国の輸出産業重視の経済政策によって、米を始めとした農畜産物の輸入自由化により農業は徐々に衰退し、結果として農地の荒廃や後継者不足が深刻な問題となっている。

商工業もまた、経済の国際化や厳しい企業間競争、急速な少子高齢化や人口減少時代によって、極めて厳しい経営環境に置かれている。さらに地域消費力の大部分を占める労働者の雇用情勢も不安定なため、地域経済は疲弊し市民生活の安定向上と安全を守ることを使命とする行財政運営まで難しい状況にある。

このようなことから、阿賀野市のすべての産業・関係機関団体・市民並びに行政がそれぞれの役割を以って協働し、経済の地域内循環(経済の地産地消)による産業振興と産業集積による活力のあるまちづくりを目指すため条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、阿賀野市の産業振興及び産業集積による地域経済の活性化を図るため、市民をはじめ、行政、事業者、各関係機関団体が協働し、「にぎわいを創出する産業のまち阿賀野」を構築することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)産業 農林業並びに中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する規模及び業種に該当する工業及び商業をいう。
- (2)事業者 市内において農林業も含め産業を営む全ての者をいう。
- (3)地産地消 農畜産物の市内消費を含め、消費者は市内で生産又は取り扱われる商品や各種の技術・サービス等を利用することと資源ゴミの有機肥料や飼料等の有益化による地域内循環の全てをいう。

(基本的な施策)

第 3 条 基本的な産業経済振興施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1)事業者の経営基盤強化の支援及び安定した経営健全化に関すること。
- (2)農商工連携による新商品の研究・開発・販売に関すること。
- (3)農畜産物などの市内利用促進に関すること。
- (4)瓦等窯業や醸造業など伝統的な地場産業の振興に関すること。
- (5)地域の特性を活かした観光の振興に関すること。
- (6)創業及び新規事業創出の促進に関すること。
- (7)魅力ある商店街づくりに関すること。
- (8)地域環境と調和のとれた企業誘致、産業集積及び雇用の創出に関すること。
- (9)新技術及び新製品の開発、販路拡大その他の経営革新の促進に関すること。
- (10)事業者の後継者、担い手の育成確保並びに農業生産の組織化、法人化に関すること。

(11)バイオマス利活用による資源循環型社会の推進に関すること。

(12)その他産業経済振興に必要な事項。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号の施策を行うにあたり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1)基本的な施策を推進するための基本計画を策定すること。
- (2)国、県その他関係機関等と連携協力して施策を推進すること。
- (3)必要に応じて国等に対して施策の充実及び改善要請を行うこと。
- (4)経営の安定化を図るため、効果的な融資及び補助制度を充実すること。
- (5)事業者が取り扱う物品や農畜産物等の受注機会を増大し、使用に努めること。
- (6)市固有の観光資源並びに伝統工芸、特産品などの情報発信に努めること。
- (7)雇用機会の創出と市内消費人口の増加のため、積極的な産業集積による企業誘致活動及び地場事業者の事業拡張への支援に努めること。
- (8)施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

(事業者等の自主的努力)

第5条 事業者は、この条例の目的達成のため、生活環境との調和を図りながら、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の確保並びに従業員の福利厚生面等労働環境の向上、流通の円滑化及び消費生活の安全確保のため、より一層創意と工夫を以って自主的努力を行うよう努めるものとする。

(関係機関団体等の役割)

第6条 関係機関団体等は、この条例の目的達成のため、次に掲げる事項について、一層の取り組みに努めるものとする。

- (1)事業者の経営の安定健全化のため、指導支援を行うこと。
- (2)新たな技術や商品開発を事業者と協働して行うこと。
- (3)創業や新規事業創出への支援を積極的に行うこと。
- (4)生産物等の積極的な有利販売、販路の拡大に努めること。
- (5)市内消費拡大のための催し物を企画し実施すること。
- (6)労働者の福利厚生面の向上のための指導を行うこと。
- (7)その他、この条例の目的達成に必要なこと。

(市民の理解)

第7条 市民は、産業の振興が地域経済の発展と市民生活の安定向上に寄与するものであることを十分に理解し、市内での消費や事業者からのサービスの利用などに心掛け、その健全な振興に協力するよう努めるものとする。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○阿賀野市産業経済振興基本計画検討委員会設置要綱

平成 22 年 7 月 29 日
告示 第 156 号

(設置)

第 1 条 阿賀野市産業経済振興条例（平成 21 年条例第 24 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、基本的な産業経済振興施策を推進するための基本計画の策定等について検討するため、阿賀野市産業経済振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に提言するものとする。

- (1) 条例第 4 条第 1 号に規定する基本計画の策定に関する事項
- (2) 条例第 4 条第 1 号に規定する基本計画の進捗及び評価に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 条例第 2 条第 2 号に規定する事業者
- (2) 新潟県の関係機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し検討委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が決定するまでの検討委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 検討委員会に専門の事項を調査する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、市長が委嘱する。
- 3 専門部会の委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第 8 条 検討委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

(委任)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

○検討委員会委員名簿

委嘱期間 平成 22 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日

(順不同、敬称略)

役 職	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
会 長	佐藤 十九一	株式会社クボ製作所 代表取締役	会長 H23. 7. 12 から
会 長	永山 庸男	新潟大学副学長	H23. 3. 31 で辞職
副会長	内山 晴夫	財団法人新潟経済社会リサーチセンター 調査部長	委嘱 H23. 7. 1 から
委 員	井岡 英夫	水原商工会 会長	副会長 H23. 7. 12 から
	川上 博治	阿賀野市観光協会 会長	
	小林 信正	北蒲みなみ農業協同組合 代表理事組合長	
	清田 壽一	ささかみ農業協同組合 代表理事組合長	
	斎藤 藤男	堀越山林組合 組合長	
	島津 和幸	酪農にいがた農業協同組合 阿賀野支所長	
	柄澤 久作	阿賀野市バイオマス研究会 会長	
	星野 誠一	安田瓦協同組合 理事長	
	白井 秀利	白龍酒造 蔵元	
	堀 昭仁	新発田地域振興局企画振興部地域振興課長	H23. 4. 1 から
	中澤 英雄	新発田地域振興局企画振興部地域振興課長	H23. 3. 31 まで
	松崎 良継	公募委員	
	佐藤 博	公募委員	
	曾我 憲司	公募委員	

○検討委員会専門部会委員名簿

委嘱期間 平成 22 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日

(順不同、敬称略)

部 会	氏 名	団体名・役職	備 考
農林畜産部会 (農業協同組合・畜産・森林組合等)	石塚 貴之	北蒲みなみ農業協同組合 青年部長	H23. 3. 1から
	佐藤 純弥		H23. 2. 28まで
	榎本 庄太	ささかみ農業協同組合 青壮年部長	
	神田 豊広	酪農にいがた農業協同組合(酪農) 理事	
	佐藤 豊紀	北蒲みなみ農業協同組合(和牛部会)	
	遠藤 昌文	阿賀野市農業委員会 委員	
	斎藤 勇雄	阿賀野市認定農業者会 会長	
	小野里 正子	安田地区地域審議委員	
	笠原 尚美	京ヶ瀬地区地域審議委員	
商業観光部会 (商工会・観光協会・旅館組合等)	佐藤 政輝	安田商工会 青年副部長	
	樋口 稔	京ヶ瀬商工会 青年部長	
	阿部 善康	水原商工会 青年部常任理事	
	渋谷 亘	笹神商工会 青年部副長	
	丸山 正孝	水原商工会 まちづくり委員会委員長	
	若月 正和	水原商工会 まちづくり委員会副委員長	
	桜井 伸介	水原商工会 まちづくり委員会	
	西田 謙也	NPO市民ネットあがの 活性化部会	
	荒木 善紀	五頭温泉郷旅館協同組合 副理事長	
	檜垣 聡	越後桜酒造株式会社 執行役員社長	
	渡邊 洋一	瓢湖物産会 会長	
	清田 哲	公募委員	H23. 10. 6まで
工業建設部会 (工業・建設・瓦等窯業・醸造)	遠藤 和人	安田瓦協同組合 青年部	
	佐々木 和幸	阿賀野市建設業協会 青年部長	
	加藤 貞衛	阿賀野市管工事業協同組合 専務理事	
	上松 昭浩	新潟県建築士会北蒲原阿賀野分会	(株)上松建設 代表
	星井 栄吉	新潟県建築士会北蒲原阿賀野分会	(有)S C設計 代表
	今井 紀一郎	阿賀野市電気工事組合 組合長	
	熊倉 猛	阿賀野市石材組合 組合長	
創業経営部会 (経営基盤・経済・創業)	加藤 昭治	中小企業経営者同友会下越南支部長	(株)阿賀・グローバル代表取締役社長
	山田 国人	中小企業経営者同友会下越南支部	FP事務所プロビデンス代表
	高橋 義次	中小企業経営者同友会下越南支部	TaKa創造建築舎代表
	小田 正雄	中小企業経営者同友会下越南支部	(有)小田製陶所代表取締役社長

○阿賀野市産業経済振興基本計画策定の検討経過

平成22年度

6月 9日	庁内検討委員会	
10月 1日	庁内検討委員会	
12月 1日	検討委員会委員（15人）及び専門部会委員（31人）委嘱	
12月22日	第1回検討委員会	
同 日	検討委員会・専門部会合同研修会（市議会議員にも案内／出席8人）	
同 日	専門部会（全体）	
1月12日	専門部会（農林畜産）	} 産業経済実態調査内容の調整 延べ7回開催
1月13日	専門部会（商業観光）	
1月17日	専門部会（工業建設・創業経営）	
2月 7日	専門部会（工業建設・創業経営）	
2月 8日	専門部会（農林畜産）	
同 日	専門部会（商業観光）	
2月18日	専門部会（商業観光）	
3月 3日	第2回検討委員会	
3月18日	産業経済実態調査票配布	

（4月5日提出期限、4月20日入力終了、集計・分析）

区分	配布数(人、社)	回答数(人、社)	回答率(%)
一般住民	1,500	806	53.73
事業所	300	150	50.00

平成23年度

6月24日	庁内関係課会議
6月28日	第1回専門部会（全体）
7月12日	第1回検討委員会
7月19日	専門部会（商業観光）
7月1日～15日	市外生活者アンケート調査（回答数：新潟市民477人）
7月24日	講演会／地域ブランドをつくろう！！～農産品を活かした地域活性化～ 講師：(株)ブランド総合研究所 田中章雄 代表取締役社長
8月 2日	第2回専門部会／ワークショップ「地域ブランド化を考えよう！」
8月30日	第3回専門部会／ワークショップ「農業の6次産業化を考えよう！」

- 9月28日 第4回専門部会／ワークショップ「中心市街地の活性化を考えよう！」
- 10月25日 第5回専門部会／ワークショップ「情報受発信の環境づくりを考えよう！」
- 11月 2日 庁内関係課会議
- 11月24日 庁内関係課会議
- 11月28日 第6回専門部会／ワークショップ「実現化の方策を考えよう！」
- 12月 5日 庁内関係課会議
- 12月12日 庁内関係課会議
- 12月14日 第2回検討委員会
- 1月18日 庁内関係課会議
- 1月27日 庁内関係課会議
- 2月14日 庁内関係課会議
- 2月21日 庁内検討委員会
- 2月22日 第7回専門部会
- 3月 7日 第3回検討委員会
- 3月 9日 市議会産業建設常任委員会
- 3月12日～28日
パブリックコメント（市民意見公募）の実施

○用語の説明

用 語	説 明
BDF	バイオディーゼルフューエル(Bio Diesel Fuel)の略。生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。
HP	ホームページ(Home Page)の略。
IT	情報技術(Information Technology)の略。
LED	発光ダイオード(Light Emitting Diode)の略。電圧をかけた際に発光する半導体素子の意味。蛍光灯に比べ寿命が長く、電気が安い、低発熱である。
SWOT分析	組織等が目標達成に向けた意思決定を行う際に、強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)を評価する戦略計画手法。
U・Iターン	Uターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後、再び故郷に戻って働くこと。Iターンとは生まれ育った場所以外の地方に転居・就職すること。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設のこと。
エージェント	本計画では旅行業者(旅行代理店)を指す。交通・宿泊・その他の旅行商品を販売する会社のこと。
オンリーワン	他に似たようなものがないこと。「たった一つのもの」を意味する和製英語。
カテゴリー	事柄の性質を区分する上でのもっとも基本的な分類のこと。範疇。
カリキュラム	一定の教育目的に合わせ、考え出された教育内容とその決まった修業年限の間での教育と学習を総合的に計画したもの。しばしば教育課程と同義に扱う。
キャラクター	小説、漫画、映画、コンピューターゲームなどに登場する架空の人物や動物など、またはそれらの性格や性質のこと。
キャンペーン	企業、団体、あるいは芸能人などの個人が社会に対する宣伝活動を行うこと。目的を持って一定の多数に働きかけること、または、その運動。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、農山漁村で楽しむゆとりある休暇のこと。
コミュニティビジネス	地域が抱える課題について地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。
シティプロモーション	自治体などが都市イメージの向上、集客・交流人口の増加などを目的にして地域の魅力を内外に効果的に訴求すること。
小水力発電	中小河川、用水路など様々な水流を利用して行う小規模な発電のこと。
ターゲット	標的の意味。商品販売の対象となる特定の購入者層などを指す。
トレンド推計	過去の経年データから統計的に解析し将来を予測する方法。
ネスパス	東京の表参道にある新潟県の商品販売・イベント、観光情報、Uターン就職情報の提供などを行っているアンテナショップのこと。
ノウハウ	何かをする際の手続き的知識のこと。

バイオマス	生態学で、特定の時点においてある空間に存在する生物(bio)の量を、物質の量(mass)として表現したもの。生物由来の資源を指すこともある。
パブリックコメント	公的な機関が規則、命令等の類のものを制定しようとするときに、広く公に意見等を求める手続きをいう。
バリアフリー	障害者を含む弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、または障害を取り除いた状態。
ファサード	建築物の正面(デザイン)のこと。
プレゼン	プレゼンテーションの略。情報伝達手段の一種で、聴衆に対して情報を提示し、理解・納得を得る行為を指す。
プロモーション	宣伝、又は販売促進活動のこと。
ポータルサイト	インターネットの入口に相当するウェブサイトのこと。
ポテンシャル	潜在能力、潜在的な、可能性のあるなどの意味。
ボランティアガイド	地域を訪れる人たちに対し、無料若しくは低廉な料金で、自発的に、継続して、自分なりのやり方で案内・ガイドする人のこと。全国の多くの観光地でボランティアガイド組織が誕生している。
マーケットイン	企業が商品やサービスを開発・販売・提供する際、市場や顧客のニーズを十分汲み取った上で行っていくという考え方。対義語はプロダクトアウト。
マスメディア	新聞、雑誌、ラジオ放送、テレビ放送など、特定少数の発信者から一方的かつ不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる媒体のこと。
まちづくり3法	土地利用規制を促進するための改正「都市計画法」、大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた「大規模小売店舗立地法」、中心市街地の空洞化を抑え活性化を支援する「中心市街地の活性化に関する法律」を総称して言う。
メガワット	電力の大きさをあらわす単位で 1000kw のこと。
メディア	情報などの「媒体」の意味。
木質ペレット	おが屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと。ペレットストーブなどの燃料として用いられる。
モニタリング	日常的、継続的な点検のこと。
ラムサール条約	正式名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する国際条約」、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で1971年2月に制定。本市の瓢湖は2008年10月30日に登録された。
ワークショップ	本来「作業場」や「工房」を意味する。学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。参加者が自発的に作業や発言できる環境が整った場において、司会進行役を中心に、参加者全員が体験することを前提に運営される。
ワンストップサービス	例えば住民票とパスポートなど、多様なサービスを、そこに1度立ち寄るだけですべて行えるようにするサービス形態のこと。